

消費者庁 御説明用資料



第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方版消費者基本計画の策定はあくまでも任意であることを明確にし、策定状況の公表方法についても見直されたい。

専門部会からの主な再検討の視点

1次ヒアリングにおいて、地方版消費者基本計画の策定状況の公表方法の見直しを行うとの説明があったが、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。

対応方針

公表方法を見直し、都道府県・政令市ごとの策定状況を公表する方式をやめる。
また、地方版消費者基本計画の策定は任意であることを明確にする趣旨の通知を
発出する。



第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

対象期間の一致も含め検討されるとのことであるが、いつまでにどのような形で結論を出されるのか明示されたい。

専門部会からの主な再検討の視点

対象期間について地方公共団体の事務負担も鑑み一致させるべき。この点について、第1次回答においては検討していくとのことだが、今後のスケジュールについて示していただきたい。

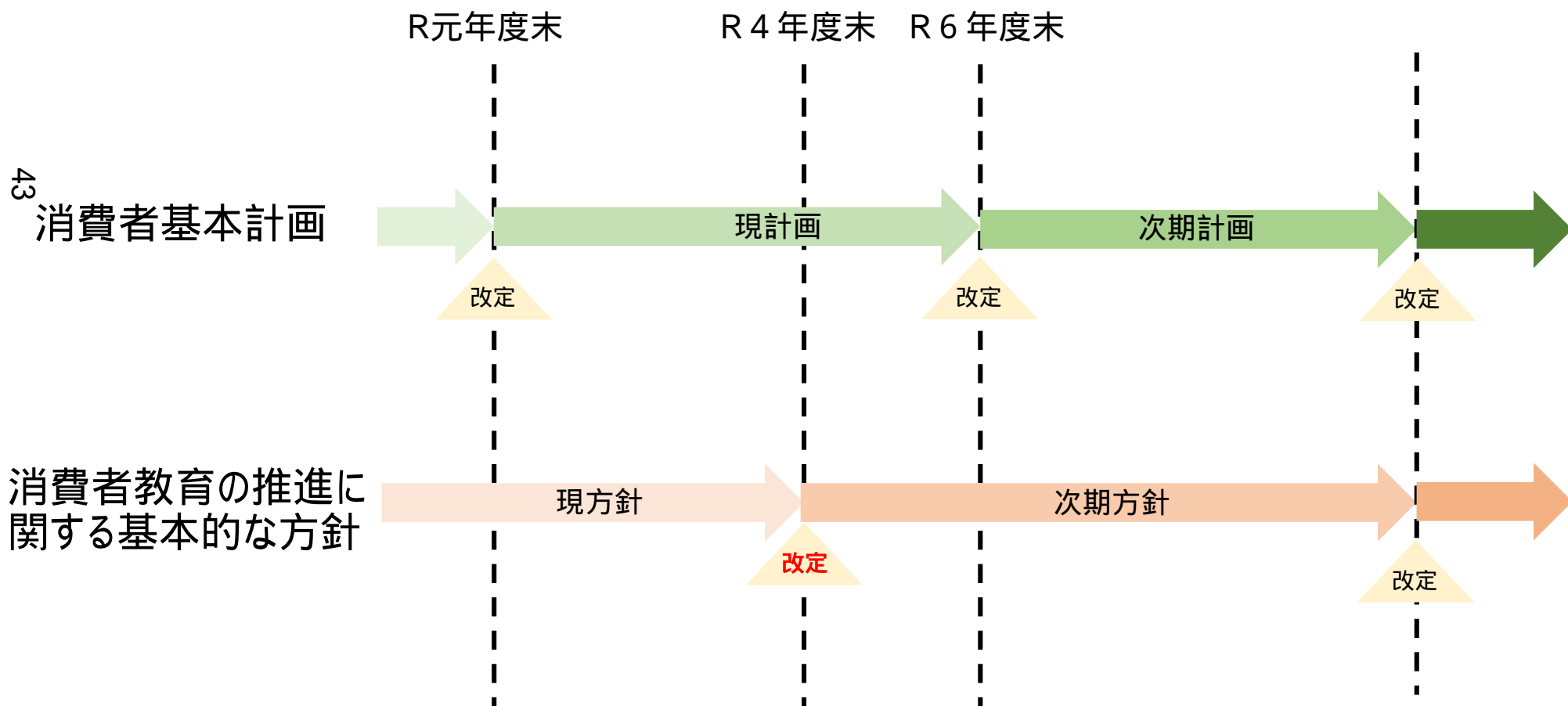
対応方針

対象期間を一致させる方向で対応する。次期消費者教育基本方針の対象期間（始期 令和5年度～を調整する必要があることから、消費者教育推進会議の意見を聴き、対象期間の設定については、遅くとも令和3年度内に対応する。

消費者基本計画及び消費者教育の推進に関する基本的な方針の対象期間一致について

(参考)

- ・ 現行の消費者基本計画は、令和2年度から6年度までが対象期間。
- ・ 現行の消費者教育の推進に関する基本的な方針は、平成30年度から令和4年度までが対象期間であり、令和4年度末に改定予定。



参考

趣旨

- 第4期消費者基本計画(令和2年3月31日閣議決定)を踏まえ、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、消費者の安全・安心が確保される地域体制を全国的に維持・拡充することを目指し策定(対象期間は、令和2～6年度)
- 地方の自主性・自立性が十分発揮されることに留意しつつ、地方消費者行政の充実・強化のための交付金等を通じて、地方における計画的・安定的な取組を支援
- 毎年度、進捗状況の検証・評価を行うなど、PDCAによる進捗管理を徹底

政策目標

都道府県ごとに以下の目標を達成することを目指し、地方公共団体の取組を支援

< 政策目標1 > 消費生活相談体制の強化

【消費生活センターの設置促進】

- 1 - 1 設置市区町村の都道府県内人口カバー率90%以上

< 政策目標2 > 消費生活相談の質の向上

【消費生活相談員の配置・レベルアップの促進】

- 2 - 1 配置市区町村の都道府県内人口カバー率90%以上
- 2 - 2 相談員資格保有率75%以上
- 2 - 3 相談員の研修参加率100%(各年度)
- 2 - 4 指定消費生活相談員を配置(全都道府県)

< 政策目標3 > 消費者教育の推進等

【若年者の消費者教育の推進】

- 3 - 1 消費者教育教材「社会への扉」等を活用した全国での実践的な消費者教育の実施
- 3 - 2 若年者の消費者ホットライン188の認知度30%以上(全国)
- 3 - 3 若年者の消費生活センターの認知度75%以上(全国)

【地域における消費者教育推進体制の確保】

- 3 - 4 消費者教育コーディネーターの配置の推進(全都道府県、政令市)
- 3 - 5 消費者教育推進地域協議会の設置、消費者教育推進計画の策定(都道府県内の政令市及び中核市の対応済みの割合50%以上)

- 3 - 6 講習等(出前講座を含む)の実施市区町村割合75%以上

【SDGsへの取組】

- 3 - 7 エシカル消費の推進(全都道府県、政令市)
- 3 - 8 消費者志向経営の普及・推進(全都道府県)
- 3 - 9 食品ロス削減の取組の推進(全都道府県、政令市)

< 政策目標4 > 高齢者等の消費者被害防止のための見守り活動の充実

【消費者安全確保地域協議会の設置】

- 4 - 1 設置市区町村の都道府県内人口カバー率50%以上

【地域の見守り活動の充実】

- 4 - 2 地域の見守り活動に消費生活協力員・協力団体を活用する市区町村の都道府県内人口カバー率50%以上
- 4 - 3 見守り活動を通じた消費者被害の未然防止、拡大防止

< 政策目標5 > 特定適格消費者団体、適格消費者団体、消費者団体の活動の充実

< 政策目標6 > 法執行体制の充実(全都道府県)

< 政策目標7 > 地方における消費者政策推進のための体制強化

【地方版消費者基本計画】

- 7 - 1 地方版消費者基本計画の策定(全都道府県、政令市)

【消費者行政職員】

- 7 - 2 消費者行政職員の研修参加率80%以上(各年度)

地方消費者行政強化作戦2020 本文（一部抜粋）

（趣旨）

- 第2 強化作戦2020 の推進に当たり、消費者庁は、地方消費者行政が**自治事務**であることを踏まえ、地方公共団体の**自主性・自立性が十分に発揮されることに留意**するとともに、地方消費者行政の充実・強化のための交付金等を通じて、地方公共団体等による消費者行政推進のための計画的・安定的な取組を支援する。

（目標）

- 第3 **消費者庁は**、地方消費者行政の充実・強化を通じて、消費者のより豊かで安全・安心な生活を実現するため、地方消費者行政の充実・強化のための交付金等を通じた当面の政策目標として、**都道府県ごとに以下の項目を達成することを目指し、地方公共団体等の取組を支援する。**

46 < 政策目標 7 > 地方における消費者政策推進のための体制強化

【地方版消費者基本計画】

7 - 1 地方版消費者基本計画の策定（全都道府県、政令市）

（各主体の役割と具体的取組）

- 第5 （前略）地方消費者行政の充実・強化を図るため、**都道府県、政令市を始めとする各地方公共団体において、国が策定する消費者基本計画等を参考に、地域版の消費者基本計画を策定し、計画的・安定的に取組を進めることが期待される。**（後略）

地方消費者行政強化作戦2020 本文については下記ページにて掲載

https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/index.html#organization_roster

○消費者基本計画は、消費者基本法(平成16年6月施行)第9条に基づき、長期的に講ずべき消費者政策の大綱及び消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項について、閣議決定するもの。現在は、令和2年度から6年度までの5ヵ年を対象。

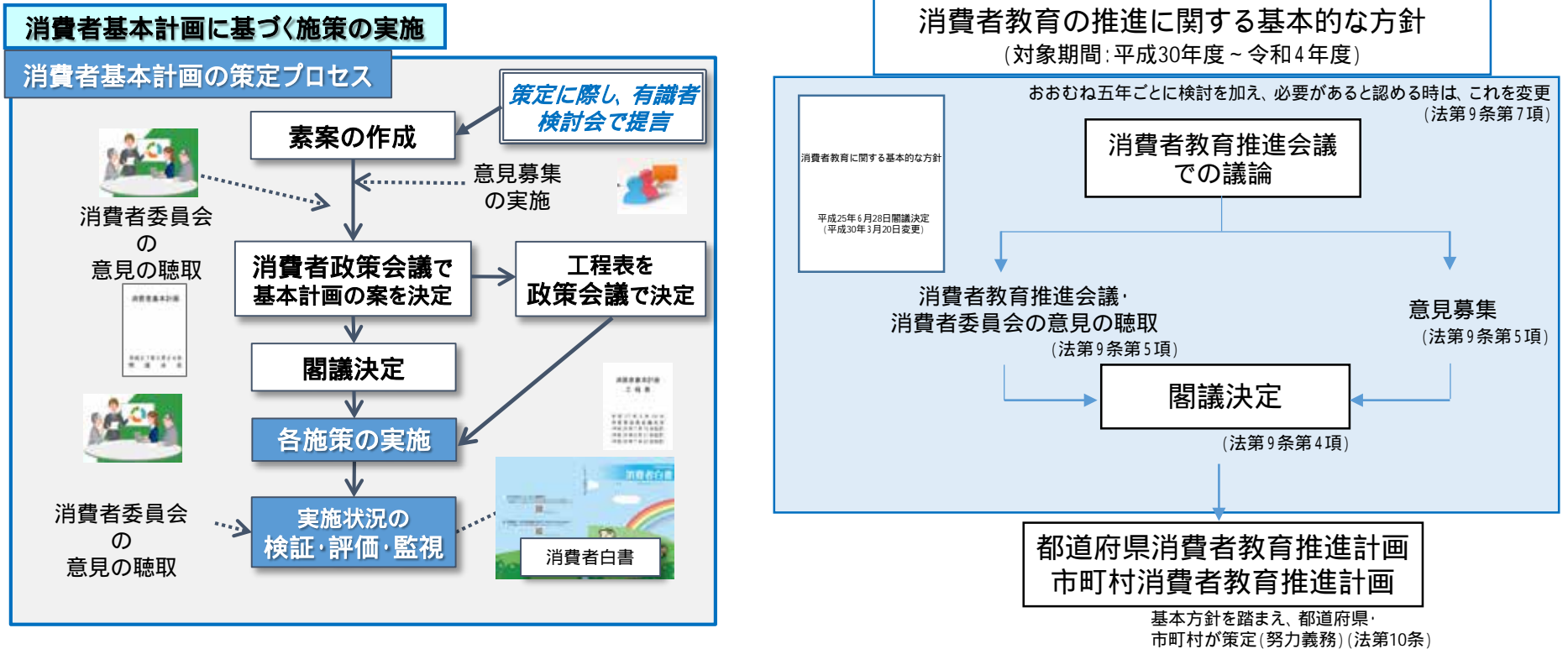
地方消費者行政強化作戦2020では、地方公共団体は、国が策定する消費者基本計画等を参考に、地方版消費者基本計画を策定し、計画的・安定的に取組を進めることが期待される、とされている(地方消費者行政強化作戦2020<政策目標7>)。

○消費者教育の推進に関する基本的な方針は、消費者教育の推進に関する法律(平成24年12月13日施行)第9条に基づき、消費者教育の推進の意義及び基本的な方向に関する事項等について閣議決定するもの。平成25年6月に策定後、平成30年3月に変更を行い、現在は、平成30年度から令和4年度までの5ヵ年を対象。

消費者教育推進計画は、同方針に基づき地方公共団体が策定に努めることとなっている(努力義務規定。同法第10条)。

○地方版消費者基本計画・消費者教育推進計画の対象期間については法令上特段規定されておらず、消費者基本計画や消費者教育の推進に関する基本的な方針と対象期間が一致しなくとも、各地域の実態を踏まえ、両計画を一本化する等、柔軟に策定・改定することが可能。

47



- 地方消費者行政の財政基盤や推進体制は脆弱であるとの声も踏まえ、
 - 地方公共団体の自主財源に裏付けられた消費者行政予算の拡充による基礎体力の向上
 - 更なる地方消費者行政の充実・強化に向けて実施すべき国からの支援も見据え、今後の地方消費者行政の目指すべき姿を示した「地方消費者行政強化作戦2020」を策定。

策定に向けた視点

- 作戦の実行を通じて、「地域住民のより豊かで安全・安心な消費生活を実現する」ことを目指す。
- 住民自身がその効果を実感できる目標設定を行う。
- 各主体が、作戦の実行を「自分事」として捉え、連携して一体となって取り組むための共通の目標設定を行う。
- 定量的な目標だけでなく、実質面を評価した目標設定を行う。
- 国からの支援の在り方や作戦を実施するための財源確保も含め、目標達成の実効性を担保するための方策も検討。

「地方消費者行政強化作戦」の進捗状況

- 多くの分野で一定の進捗が見られたが、目標の達成に至っていない分野も見られる。
(引き続き、取り組むべき課題)
 - < 政策目標2 > 消費生活相談体制の質の向上、< 政策目標5 > 消費者安全確保地域協議会の設置
進捗が不十分であり、その要因を把握し、引き続き取り組む。
 - < 政策目標3 > 適格消費者団体の空白地域の解消、< 政策目標4 > 消費者教育の推進
具体的な目標は達成したが、今後は実質的な取組に着目した目標を設定し、引き続き取り組む。

取り組むべき新たな課題

- SDGsの達成への貢献という新たな視点による取組
 - 「エシカル消費の推進」、「消費者志向経営の推進」、「食品ロス削減の推進」等
- 社会情勢の変化等を踏まえた新たな取組
 - 訪日・在日外国人の増加に対応した消費生活相談体制の整備、消費者ホットライン188の周知、SNSの活用による消費生活相談、消費者団体の活躍の場の提供・支援の実施

各主体の役割と具体的取組

(消費生活相談) 消費者の権利を守るための基礎的なサービス

- ・国及び国民生活センター …… 基盤強化(相談員育成、地方研修・オンデマンド研修の充実、PIO-NET配備の充実)
- ・都道府県 …… 市町村支援の充実(指定消費生活相談員、多言語・SNS対応)、広域連携の促進
- ・市町村 …… 満足度の高い相談の実施(研修への積極的な参加)、相談員の就業環境改善

(消費者教育) 消費者被害を防止し、自立した消費者を育成するための基幹業務

- ・国及び国民生活センター …… ソフト面の支援強化(教材・事例提供、ポータルサイトの充実)、SDGs推進への財政支援
- ・都道府県 …… 地域計画、協議会、コーディネーターを活用した全県的な消費者教育の推進
- ・市町村 …… 国・都道府県のソフト面の支援を活用した、積極的な消費者教育の実施
- ・消費者団体 …… 地域の消費者教育の担い手(地方公共団体と連携した出前講座の実施 等)

(地域の見守り活動) 高齢者等の消費者被害の未然防止・拡大防止を図るための重要な取組(関係機関との連携が重要)

- ・国及び国民生活センター …… 見守りの担い手育成(消費生活協力員、協力団体)、事例の提供
- ・都道府県 …… 市町村における協議会設置支援(福祉部局等と連携促進、情報提供)
- ・市町村 …… 地域の見守り活動の実施(協議会設置、消費生活協力員、協力団体の積極的活用)
- ・消費者団体 …… 地域の見守り活動の中心的役割(消費生活協力員、協力団体の育成に協力)

(その他の重要な取組)

- ・事業者への法執行、消費者志向経営の推進、地方消費者行政の推進に向けた計画の策定 等

強化作戦の推進方策

- 1 国・地方公共団体共に必要な財源が確保されるよう取り組む。
- 1 国は、財政支援策の検討を進めるとともに、キャラバンの継続的实施を通じて、地方公共団体に対して地方消費者行政及び自主財源確保の重要性を継続的に訴える。
- 1 国は、目標達成に向けて、地方公共団体の取組を促すための支援方策の拡充等を検討。
 - 〔 ・先進的な地域のモデル事業の実施
・地域における重層的な消費者行政推進体制の構築(消費生活相談員、消費生活協力員の育成等) 〕地方公共団体は、地方交付税措置も踏まえ、自主財源に裏付けられた財源の確保を含む消費者行政の充実のためのロードマップを描く。
- 1 毎年度進捗状況の把握・評価を行うとともに、必要に応じて作戦を改定。

地方消費者行政強化作戦2020の目標の設定

< 政策目標1 > 消費生活相談体制の強化

- u 消費生活センターの設置促進
 - ・県内人口カバー率90%以上(新)

< 政策目標2 > 消費生活相談の質の向上

- u 消費生活相談員
 - ・管内地方公共団体の50%以上に配置
 - ・資格保有率を75%以上に引上げ
 - ・研修参加率を100%に引上げ(各年度)
 - ・指定消費生活相談員を配置(都道府県)(新)

< 政策目標3 > 消費者教育の推進

- u 若年者の消費者教育の推進
 - ・消費者教育教材「社会への扉」等を活用した全高校での授業実施(新)
 - ・若年者の消費者ホットライン188の認知度の向上(新)
 - ・若年者の消費生活センターの認知度の向上(新)
- u 地域における消費者教育推進体制の確保
 - ・消費者教育コーディネーターの配置(全都道府県、政令市)(新)
 - ・出前講座等の消費者教育の実施
- u SDGsへの取組
 - ・エシカル消費の推進(新) ・消費者志向経営の促進(新) ・食品ロス削減の推進(新)

< 政策目標4 > 高齢者等の消費者被害防止のための見守り活動の充実

- u 消費者安全確保地域協議会の設置
 - ・県内人口カバー率50%以上
- u 地域の見守り活動の充実
 - ・地域の見守り活動への消費生活協力員、協力団体の活用(新)
 - ・見守り活動を通じて実現した消費者被害の未然防止、拡大防止(新)

< 政策目標5 > 特定適格消費者団体、適格消費者団体、消費者団体の活動の充実(新)

< 政策目標6 > 法執行体制の充実(新)

< 政策目標7 > 地方における消費者政策推進のための体制強化(新)

- ・地方版消費者基本計画の策定及び計画の実施(全都道府県)(新)
- ・消費者行政職員の研修参加率80%以上(新)

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| 阿部 美雪 | 公益社団法人全国消費生活相談員協会専務理事 |
| 国府 泰道 | 弁護士 |
| 小西 砂千夫 | 関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授 |
| 小林 真一郎 | 一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局次長 |
| 生水 裕美 | 滋賀県野洲市市民部市民生活相談課長 |
| 永沢 裕美子 | 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会代表理事 |
| 古川 浩 | 長野県県民文化部くらし安全・消費生活課長 |

(オブザーバー)

- | | |
|-------|----------------------|
| 青木 正典 | 独立行政法人国民生活センター教育研修部長 |
|-------|----------------------|

国民健康保険の窓口負担割合及び高額療養費自己負担限度額

区分	判定基準	負担割合	外来のみの 月単位の上限額 (個人ごと)	外来及び入院を合わせた 月単位の上限額 (世帯ごと)	
			現役並み所得 約62万人 (約9%)	課税所得145万円以上 年収383万円以上	3割
一般	課税所得145万円未満 住民税が課税されている世帯(※1)で年収383万円未満	2割	18,000円 [年14.4万円] <多数回該当: 44,400円>		
	低所得Ⅱ		世帯全員が住民税非課税 年収約80万円超	24,600円	
	低所得Ⅰ		世帯全員が住民税非課税 年収約80万円以下	15,000円	
計: 約675万人					

※1 一般の年収は、課税所得のある子ども等と同居していない場合は「155万円超」、同居している場合は「155万円以下」も含む。

※2 一般・低所得Ⅱ・低所得Ⅰの合計人数。

注) 年収は、単身世帯を前提としてモデル的に計算したもの。

人数は予算関係等資料(基準収入額適用状況)における令和2年8月時点のもの。

重点番号9: 国民健康保険等の一部負担金の軽減に係る申請を不要とする見直し(厚生労働省)

後期高齢者の窓口負担割合及び高額療養費自己負担限度額

区分	判定基準	負担割合	外来のみの 月単位の上限額 (個人ごと)	外来及び入院を合わせた 月単位の上限額 (世帯ごと)	
			現役並み所得 約130万人 (約7%)	課税所得145万円以上 年収383万円以上	3割
一般 約945万人 (約52%)	課税所得145万円未満 住民税が課税されている世帯(※)で年収383万円未満	1割	18,000円 [年14.4万円] <多数回該当: 44,400円>		
			低所得Ⅱ 約435万人 (約24%)	世帯全員が住民税非課税 年収約80万円超 24,600円	
				低所得Ⅰ 約305万人 (約17%)	世帯全員が住民税非課税 年収約80万円以下 15,000円
計: 約1815万人					

※ 一般の年収は、課税所得のある子ども等と同居していない場合は「155万円超」、同居している場合は「155万円以下」も含む。

注) 年収は、単身世帯を前提としてモデル的に計算したもの。

人数は後期高齢者被保険者の所得状況等実態調査における令和2年7月時点のもの。

現役並み所得区分の判定基準について

【現役並み所得区分の判定基準】

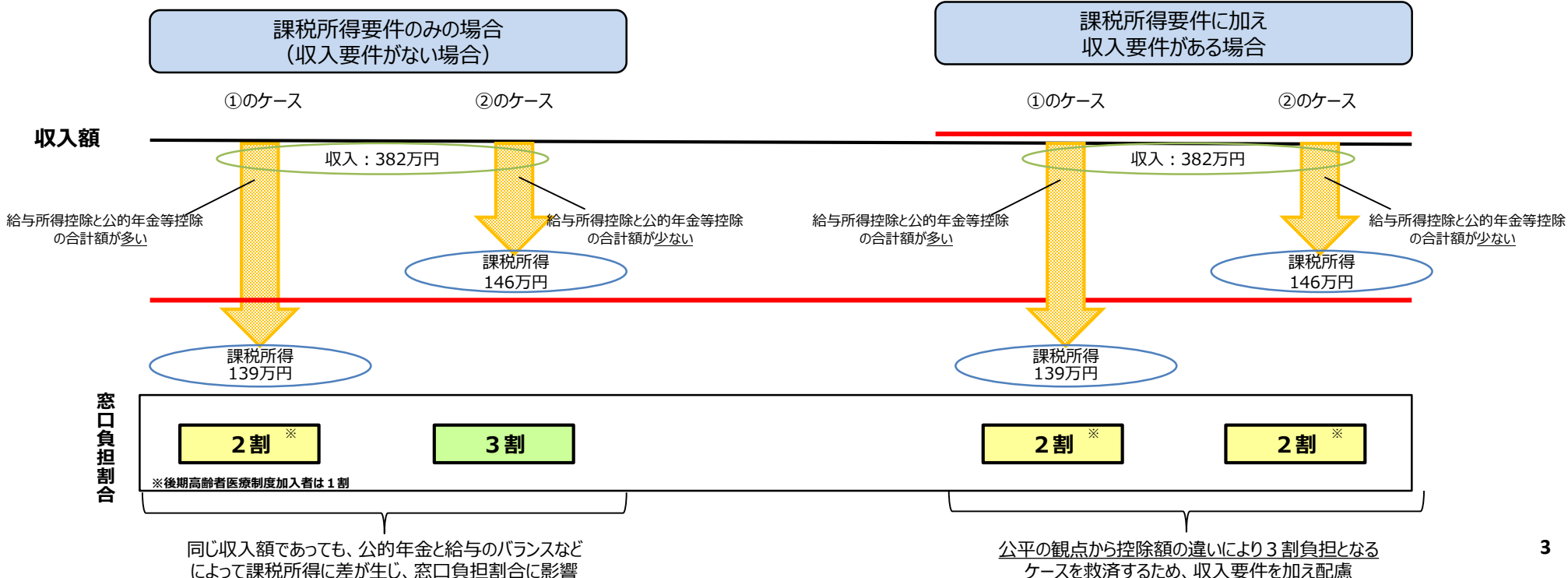
- ① 国保・後期高齢者医療制度加入者の場合は、課税所得145万円以上。かつ、
- ② 収入額の合計が単身383万円以上、世帯520万円以上

【基準収入要件の設定の経緯】

- 同一の収入額であっても、収入の形態によっては控除額が少なくなり、課税所得145万円を超える（3割負担）ケースが生じる。
- 平成14年の現役並み所得区分導入時に、公平の観点からこうしたケースを救済すべきとの指摘があったことから、課税所得要件に加えて、収入による判定も行うこととして基準収入額を定めた。

（例）：収入額の合計額が同じ382万円で、その内訳が異なる場合（75歳以上単身世帯のケース）

- ① 年金収入が多い（年金収入201万円＋給与収入181万円）ケース
- ② 年金収入が少ない（年金収入63万円＋給与収入319万円）ケース



参照条文

○国民健康保険法施行令(抄)

(一部負担金に係る所得の額の算定方法等)

第二十七条の二 法第四十二条第一項第四号の規定による所得の額の算定は、当該療養の給付を受ける日の属する年の前年(当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。以下この項において同じ。)の所得について行うものとし、その額は、第一号に掲げる額(当該療養の給付を受ける日の属する年の前年の十二月三十一日現在において世帯主であつて、同日現在において当該世帯主と同一の世帯に属する年齢十九歳未満の被保険者で同年の合計所得金額(地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該被保険者の合計所得金額に所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額から十万円を控除して得た金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。))によるものとする。)が三十八万円以下であるもの(第二号において「控除対象者」という。)を有するものにあつては、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額とする。

一・二 (略)

2 法第四十二条第一項第四号の政令で定める額は、百四十五万円とする。

3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する者については、適用しない。

一 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する被保険者であつて、療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。以下この項において同じ。)について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が五百二十万円(当該世帯に他の被保険者がいない者にあつては、三百八十三万円)に満たない者

二 当該療養の給付を受ける者(その属する世帯に他の被保険者がいない者であつて第二十九条の七第二項第八号イに規定する特定同一世帯所属者がいるものに限る。)及び同号イに規定する特定同一世帯所属者について前号の厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が五百二十万円に満たない者

三 (略)

○国民健康保険法施行規則(抄)

(令第二十七条の二第三項第一号の収入の額の算定)

第二十四条の二 令第二十七条の二第三項第一号に規定する収入の額は、厚生労働大臣の定めるところにより、同項第一号又は第二号に規定する者の療養の給付を受ける日の属する年の前年(当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年)における所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十六条第一項に規定する各種所得の金額(退職所得の金額(同法第三十条第二項に規定する退職所得の金額をいう。)を除く。)の計算上収入金額とすべき金額及び総収入金額に算入すべき金額を合算した額とする。

(令第二十七条の二第三項第一号又は第二号の規定の適用の申請)

第二十四条の三 令第二十七条の二第三項第一号又は第二号の規定の適用を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。

一 世帯主若しくは組合員又はその世帯に属する被保険者の氏名、生年月日及び個人番号

二 令第二十七条の二第三項第一号又は第二号に規定する者について前条の規定により算定した収入の額

三 被保険者記号・番号

○国民健康保険法施行規則第二十四条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法(平成14年厚生労働省告示第335号)

国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第二十四条の二の規定により算定する収入の額は、地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第四百四十四号)第八条第二項(同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項(同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和三十四年法律第四十六号)第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。)の計算上用いられる所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得、配当所得、給与所得及び雑所得(公的年金等に係るものに限る。))に係る収入金額並びに不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得(公的年金等に係るものを除く。))に係る総収入金額の合計額とする。

参照条文

○高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)(抄)

(一部負担金に係る所得の額の算定方法等)

第七条 法第六十七条第一項第二号の規定による所得の額の算定は、当該療養の給付を受ける日の属する年の前年(当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。以下この項において同じ。)の所得について行ふものとし、その額は、第一号に掲げる額(当該療養の給付を受ける日の属する年の前年の十二月三十一日現在において世帯主であつて、同日現在において当該世帯主と同一の世帯に属する年齢十九歳未満の者で同年の合計所得金額(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該年齢十九歳未満の者の合計所得金額に所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によって計算した金額から十万円を控除して得た金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。))によるものとする。)が三十八万円以下であるもの(第二号において「控除対象者」という。)を有するものにあつては、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額とする。

一・二 (略)

2 法第六十七条第一項第二号に規定する政令で定める額は、百四十五万円とする。

3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する者については、適用しない。

一 当該療養の給付を受ける者及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が五百二十万円(当該世帯に他の被保険者がいない者にあつては、三百八十三万円)に満たない者

二 当該療養の給付を受ける者(その属する世帯に他の被保険者がいない者であつて七十歳以上七十五歳未満の法第七条第四項に規定する加入者(以下この号において「加入者」という。))がいるものに限る。)及びその属する世帯の加入者について前号の厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が五百二十万円に満たない者

三 (略)

○高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年省令第129号)(抄)

(令第七条第三項第一号に規定する収入の額)

第三十一条 令第七条第三項第一号に規定する収入の額は、厚生労働大臣の定めるところにより、同項第一号又は第二号に規定する者の療養の給付を受ける日の属する年の前年(当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年)における所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十六条第一項に規定する各種所得の金額(退職所得の金額(同法第三十条第二項に規定する退職所得の金額をいう。))を除く。)の計算上収入金額とすべき金額及び総収入金額に算入すべき金額を合算した額とする。(令第七条第三項第一号又は第二号の規定の適用の申請)

第三十二条 令第七条第三項第一号又は第二号の規定の適用を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者番号

二 個人番号

三 令第七条第三項第一号又は第二号に規定する者について前条の規定により算定した収入の額

○高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第三十一条の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法(平成19年厚生労働省告示第398号)

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第百二十九号)第三十一条の規定により算定する収入の額は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額上場株式等に係る配当所得等の金額、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第六項附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額並びに先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十四号)第八条第二項(同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項(同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。)の計算上用いられる所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得、配当所得、給与所得及び雑所得(公的年金等に係るものに限る。))に係る収入金額並びに不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得(公的年金等に係るものを除く。))に係る総収入金額の合計額とする。